

入 札 説 明 書

公益財団法人ひろしま産業振興機構 総務企画グループ
(広島市中区千田町三丁目 7 番 47 号 広島県情報プラザ内)
電話 : (0 8 2) 2 4 0 - 7 7 1 5

件名	経費精算システム「楽楽精算」導入・利用環境提供業務			業務 期間	契約締結日から 半年間	業務の 実施場所	公益財団法人ひろしま産業振興機構 (広島市中区千田町 3 - 7 - 4 7) (広島市中区基町 1 2 - 8 宝ビル 2F) (広島市南区比治山本町 1 2 - 1 8) (広島県呉市阿賀南 2-10-1 広島県西部工業技術 センター内) (広島県東広島市鏡山 3 - 1 0 - 3 2 ひろしま産 学共同研究拠点内) (広島県福山市三吉町 1 - 1 - 1 広島県福山庁舎 内)
入札日時	令和 2 年 1 月 7 日 (火) 17 時 15 分	入札場所	(公財)ひろしま産業振興機構 広島市中区千田町三丁目 7-47 広島県情報プラザ 3 階				
注 意 事 項							添 付 書 類
1 入札について (1) 次に該当する場合は、その入札は無効とする。 ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。 イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。 ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。 エ 入札者が二以上の入札をしたとき。 オ 他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上を代理して入札したとき。 カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。 キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。 ク 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。 ケ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。 (2) 落札者がいないときは再度の入札をする。ただし、無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。 (3) 再度の入札は 5 回を超えないものとする。 (4) 入札執行について 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面（以下「委任状」という。）を提出しなければならない。ただし、有効期間の記載のある委任状をあらかじめ提出し、当該有効期間が入札の時期を含む場合は除く。 2 契約書について (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札通知を受けた日から 5 日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。 (2) 契約書は 2 通作成し、各自その 1 通を保有するものとする。 (3) 契約書において、契約の相手方が課税事業者の場合、契約金額に併せて当該取引に係る消費税及び地方消費税額を明示するので、落札決定後、落札者は課税事業者又は免税事業者である旨（予定を含む。）について直ちに届け出ること。							☐ 公告の写し ☐ 仕様書 ☐ 入札書の様式 ☐ 委任状の様式 ☐ 契約書（案）

